

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月一日

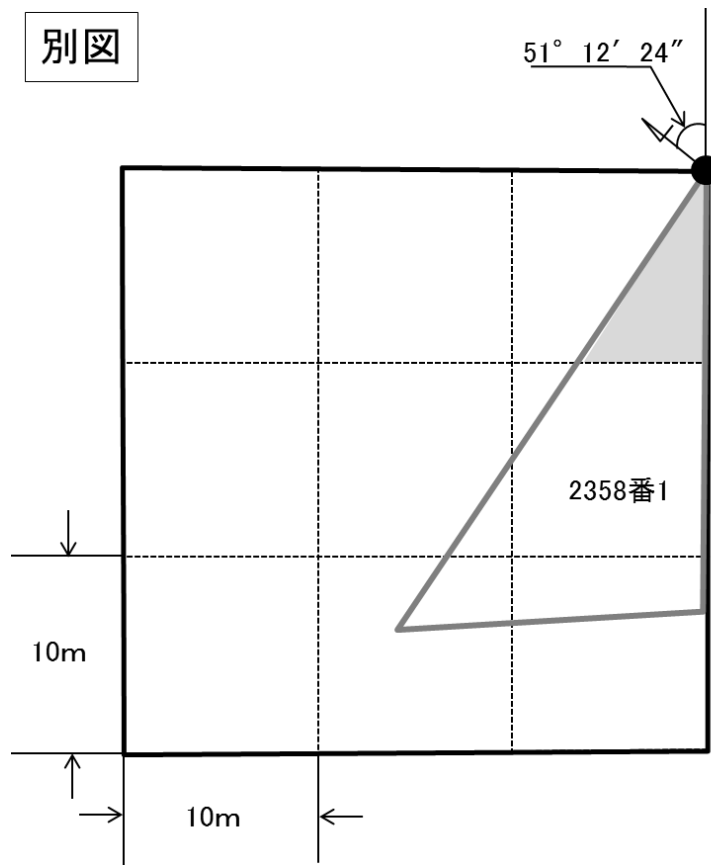
埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県蕨市北町五丁目二千三百五十八番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
シアン化合物

別図



起点

起点  
起点は、埼玉県蕨市北町五丁目  
2358番1の最北端とする

格子の回転角度  $51^{\circ} 12' 24''$

■ 形質変更時要届出区域に指定  
する区画

— 敷地境界  
(対象地が1地番であるため、  
敷地境界と地番境界は同一)